

令和7年度京都府立植物園マーケティング業務質疑に対する回答（3月28日）

番号	質問内容	回答
1	募集要領の「3 参加資格（7）」に、『プレゼンテーションの日から過去5年以内に、利用者から入場料等を徴収する常設の施設において広報アドバイザーやコンサルティングに類する経験があること。（契約期間の終期が過去5年以内の期間内である場合は、実績に含む。）』とあるが、期間限定で実施をしていた施設で、現在は開催していない施設の広報アドバイスなども実績として認められるか。	「常設の施設」の定義は、通年で営業を行っている施設をいいます。常設の施設において、一定期間（概ね1か月以上）、実施しているイベント等における経験は実績に含みます。
2	募集要領の「8 応募書類のコ」の『京都府税の滞納がないことの証明』について、京都府外の会社で京都府税は払っていない場合でも応募可能か。	京都府外の会社も応募可能です。京都府外の会社が応募する場合も、京都府ホームページ「納税証明書の交付」により、京都府税の滞納がないことの証明書を提出してください。
3	事業所の所在地が京都府外の場合、事業所の所在地の都道府県における税の滞納がないことを証明する書類の提出で良いか。	事業所の所在地が京都府外の場合も、『京都府税の滞納がないことの証明』を提出してください。京都府外の都道府県における税の滞納がないことを証明する書類の提出は不要です。
4	プレゼンテーションについて、交通機関の遅延や体調不良等で直接会場に参加できない場合に、オンラインでのプレゼンテーションは可能か。	オンラインでのプレゼンテーションは原則として行いません。ただし、災害発生や感染症の拡大等のやむを得ない事情の場合は、対応を個別に検討します。
5	令和7（2025）年で実施が決定している展示会等の情報について提供が可能か。	令和7年度（2025.1.1~2026.3.31）に実施が決定している展示会等については、下記の京都府立植物園ホームページ「催し情報」を参照ください。 https://www.pref.kyoto.jp/plant/11900006.html https://www.pref.kyoto.jp/plant/kakomoyooshi.html なお、ホームページに掲載している「催し情報」（令和7年3月24日現在）は随時更新・追加等をいたしますので、適宜ご参照ください。 また、令和7年3月24日現在で掲載している情報は5月までに実施する内容であり、6月以降及び実施が正式決定していない予定情報については、契約の相手方へ提供します。
6	イベントを実施する主催者並びに、運営者と連携し、共同マーケティングを実施することは可能か。	可能です。
7	業務仕様書の「4 業務内容（2）③ 植物園広報・プレスリリースの強化」について、PR Times (https://prtimes.jp/) のような外部のプレスリリースの配信システムを使ってプレスリリースを配信することは可能か。	事業者提案により、外部プレスリリースを活用することは可能です。